

平成 28 年度 第 3 回横須賀市立小中学校適正配置審議会 会議録

1 日 時 平成 28 年 5 月 17 日 (火) 10:00~11:00

2 場 所 消防局庁舎 消防第 2・3 会議室

3 出席委員 委員長 佐藤 晴雄
委員 赤羽根 丈行
委員 稲垣 和生
委員 小林 義雄
委員 坂庭 修
委員 佐藤 学
委員 根本 宗茂
委員 原 忠
委員 松尾 禎昭
委員 山田 親恵
委員 横山 公一

4 事務局 教育総務部長 大川原 日出夫
学校教育部長 伊藤 学
教育政策担当 課長 阪元 美幸
教育政策担当 主査 篠崎 和明
教育政策担当 主査指導主事 中川 幸太
教育政策担当 主任 大堀 圭輔
教育政策担当 担当者 村上 貴之

5 傍聴者 3名

6 議事内容

(1) 資料説明及び審議

○佐藤委員長

みなさま、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、第 3 回横須賀市立小中学校適正配置審議会を始めさせていただきます。

それでは、まず、本日の定足数及び傍聴の関係について、事務局からお願いします。

○篠崎主査（事務局）

まずはじめに、審議会委員の変更について、ご報告いたします。参考資料1の審議会委員名簿をご覧ください。中学校の教頭先生の代表としてご出席いただいておりますが、吉川和良委員につきましては、4月から長沢中学校の校長先生にご就任されましたので、後任として、野比中学校の小番奈緒美教頭先生にご就任いただきました。

また、4月の人事異動により、坂庭委員が北下浦中学校の校長に、松尾委員が走水小学校の教頭先生にご就任されております。

また、横山委員におかれましては、田浦連合自治会の会長職をご退任されていますが、今回の第3回審議会まで委員をお勤めいただくことについて、事務局からお願いを申し上げまして、今回ご出席をいただいております。

なお、事務局も人事異動により職員が変わっておりますので紹介させていただきます。

○阪元教育政策担当課長（事務局）

教育政策担当課長の阪元です。よろしくお願いいたします。

○中川主査指導主事（事務局）

教育政策担当、主査指導主事の中川です。よろしくお願いいたします。

○篠崎主査（事務局）

本日、委員長職務代理者の中岡委員、伊東委員、小番委員におかれましては、欠席の連絡をいただいております。

それでは、本日の定足数及び傍聴の関係についてですが、「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」第4条第2項の規定により、本審議会の開催にあたっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員15名中11名が出席されていますので、本審議会は成立しております。

また、この会議は、公開を原則とし、傍聴の定員を10名としています。本日は、傍聴希望者が1人いらっしゃいます。

なお、第1回、第2回の審議会と同様に会議録作成のため、録音をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、傍聴者にご入室いただきます。

○佐藤委員長

それでは、議事に入ります。第1回、第2回の審議会の意見を踏まえて、事務局が作成した答申(案)について、事前に委員のみなさまへ意見照会がされていると思います。本日は、事前に委員のみなさまからいただいた意見を踏まえて審議を行い、本審議会としての答申をまとめたいたと考えておりますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

なお、審議の進め方としましては、答申（案）の1ページのはじめにから審議のポイント毎に、説明及びいただいたご意見を確認しながら審議を進めていきたいと思えます。本日第3回で答申をまとめたいと思えますので、ご意見に関して後戻りしないようお願いします。それでは、はじめに会議資料について、事務局から確認と説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、まず会議資料について確認させていただきます。本日の次第、答申（案）、参考資料1は委員名簿、参考資料2は答申（案）に対するご意見、参考資料3は今後のスケジュールとなっています。何か不足等ありますでしょうか。

次に、資料についてご説明させていただきます。答申（案）をご覧ください。1枚おめくりいただき目次をご覧ください。本答申（案）の構成についてですが、第1回、第2回の審議会での審議と同様に、10個のポイントごとにまとめております。それでは、答申（案）の1ページをご覧ください。「はじめに」についてです。こちらの方は読み上げさせていただきます。

「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、平成18年7月に学校関係者、学識経験者及び市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」からの提言を受け、平成19年1月に教育委員会の「基本方針」として策定された。以降、教育委員会では、この「基本方針」に基づき、通学区域の見直しや統廃合など、小・中学校の規模及び配置の適正化を図ってきた。

一方、横須賀市の公共施設の現状を見ると、人口減少や求められる施設サービスの変化への対応、限られた財源の中で、今後必要となる多額の更新費用の負担軽減を図る必要があり、施設の適正な配置を実現するための将来構想として、平成27年1月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定された。この計画の中では、小・中学校も対象施設として位置付けられている。

また、同じく平成27年1月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示された。この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されている。

このようなことから、教育委員会では、従前の「基本方針」について改めて見直しを図り、横須賀市の実情に合った考え方を明確にした上で、今後、小・中学校の適正化を進めるため、横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問することを決めた。

平成27年11月、教育委員会より「基本方針」の改定について、専門的かつ幅広い見地から検討するよう本審議会は諮問を受けた。

審議に当たっては、子どもたちの教育環境をよりよくすることを念頭に、学校現場、保護者及び関係団体の立場から意見交換を行い、学識経験者の助言を踏まえ、横須賀市

の実情に合った基本的な考え方を整理すべく、「基本方針」の項目毎に検討を進め、これまで3回の会議を開催し審議を重ねてきた。

横須賀市立小中学校適正配置審議会は、ここに、これまでの審議における各委員の意見を取りまとめ、教育委員会に答申として提出するものである。

こちらの「はじめに」については、みなさまからの事前のご意見はありませんでした。

○佐藤委員長

ただいま「はじめに」について事務局から説明がありました内容について、ご意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

○原委員

中段の「このようなことから」の2行目に「今後、小・中学校の適正化を進めるため」とありますが、「適正化」だけでよいのかなと。「配置」の「適正化」ですので、それでよいのかという感じがします。

○佐藤委員長

「適正化」の意味をもう少しはっきりさせた方がよいということですね。何となくそれで読み込んでしまうのですが、全然知らない方が読んだ場合、違う意味で解釈されることも有り得るということで、事務局の方はいかがでしょうか。

○篠崎主査（事務局）

基本方針のタイトルになっているのが、「適正規模及び適正配置に関する基本方針」ということですので、このフレーズを入れていただくとわかりやすいと思います。

○佐藤委員長

それでは「規模」と「配置」という言葉が入った方がよいですね。場合によっては、教育内容が適正でないという誤解も招きかねないのかなと思いますので。

○篠崎主査（事務局）

「適正規模及び適正配置」というフレーズでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長

「適正規模及び適正配置を進めるため」という感じでしょうかね。他の委員の方に異議がなければその形で修正いただければと思います。

それでは次の項目について事務局より説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは答申（案）の2ページをお開きください。1の学校規模の定義についてです。

（1）の現行につきましては、表のとおりとなっております。注意点としまして、表の下の注釈「学級編成の基準を40人としています」について、現時点では、小学1年生は35人、また、神奈川県の方針として小学2年生も35人となっておりますので、基本方針の改定時にこの記載は修正いたします。（2）の論点・課題等につきましては、現行の学校規模の定義が、横須賀市の実情と合っているか審議をしていただきました。

（3）の審議会においてのご意見として、適正規模の定義はもう少し小さい方がよいとの意見や現行のとおりでよいとの意見の両方がございました。その他、「適正」の表現方法についてのご意見がございました。（4）の結論としましては、学校規模の定義は現行どおりとし、「適正」の表現については、「標準」という表現も検討することと、また、「不適正」等の誤解がないようにすることとなりました。事前にいただいたご意見については、参考資料2をご覧ください。佐藤委員からのご意見ですが、答申（案）3ページの（3）意見の（イ）について、中学校についての記載である旨を追記した方がわかりやすいとのご意見をいただきましたので、事務局修正（案）としまして、「中学校の視点で見た場合」を追記いたしました。1の学校規模の定義については以上です。

○佐藤委員長

佐藤委員のご意見も踏まえて修正いただいたということで、ご説明いただきましたが、ご意見ございますでしょうか。

佐藤委員、「中学校の視点」という文言を入れていただいて、これでよろしいでしょうか。

それではご承認いただいたということで次に進みたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

答申（案）の5ページをご覧ください。2の通学区域設定の基本的な考え方についてです。（1）現行はご覧のとおりとなっておりますが、（2）論点・課題等としまして、これ以外に、①行政センター所管区域での整理、②小中一貫教育ブロックでの整理、③通学区域の複雑化の回避を盛り込むことを審議していただきました。（3）審議会においてのご意見としましては、町内会が通学区域で分断されていると、町内会活動に不具合が生じるとのご意見がございました。（4）結論としましては、前述の①から③の内容を盛り込むこととなりました。この部分につきましては、事前のご意見はございませんでした。2の通学区域設定の基本的な考え方については以上です。

○佐藤委員長

2の通学区域設定の基本的な考え方について、事前のご意見は無かったということですが、今、改めて見ていかがでしょうか。このままでよろしいでしょうか。

それではご承認いただいたということで、3の適正な通学距離に範囲について、事務局から説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

審議の途中ではございますが、ただいま、傍聴の方がお見えになりました。審議会は始まっているのですが、席にも余裕がございますので、お入りいただいてもよろしいでしょうか。委員長、お諮りいただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長

ご異議ございませんでしょうか。

ではお認めいただいたということでお願いします。

○篠崎主査（事務局）

では、傍聴の方にお入りいただきます。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の6ページをお開きください。3の適正な通学距離の範囲についてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。（2）論点・課題等としまして、文部科学省の手引においては、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内、通学時間においては徒歩以外の通学手段も含め、概ね1時間以内が妥当との考え方が示されています。また、今後、学校規模の適正化の方策として、統廃合の検討が進んだ場合、通学距離への配慮も必要となってきます。その中で現行の通学距離の範囲が横須賀市の実情と合っているか審議をしていただきました。（3）審議会でのご意見としまして、単純に水平距離や時間だけでなく、坂やトンネル等、地域性や安全性を考慮することを記載すべきとのご意見、現行の通学距離の範囲は維持すべきとのご意見、標準的な距離の基準以外に、児童生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離も考慮する必要があるなどのご意見がありました。（4）結論としましては、通学距離の範囲については現行どおりとし、坂やトンネル等、地域性や安全性に考慮することを記載することとなりました。また、標準的な距離の基準以外に児童生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離への配慮も追記することとなりました。事前のご意見はございませんでした。3の適正な通学距離の範囲については以上です。

○佐藤委員長

3の適正な通学距離の範囲について、ご意見いかがでしょうか。坂庭委員から前回、ご意見いただいておりますがいかがですか。他の委員の方もいかがでしょうか。

では、ご異議がないようですので、3の適正な通学距離の範囲についてはお認めいただいたということで、4の通学区域の見直しについて説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の7ページをご覧ください。4の通学区域の見直しについてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。審議会においても特にご意見はなく、結論として現行のとおりとすることとなっております。事前のご意見もございませんでした。4の通学区域の見直しについては以上です。

○佐藤委員長

4の通学区域の見直しについて、事前のご意見は無かったということですが、改めてご意見があればお出しいただきたいと思います。

それではご異議は無いようですので、4の通学区域の見直しについて、事務局（案）でご承認いただいたということで、次の説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の8ページをお開きください。5の特別認定校制度についてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。（2）論点・課題等としましては、特別認定校制度は、現在、教育委員会で推進している小中一貫教育との整合性がとれないとの見方もあり、制度の位置付けの必要性について審議をしていただきました。（3）審議会においてのご意見としまして、方策の1つとして残すべきとのご意見や通学面や小中一貫教育への影響を考えると削除すべきとのご意見がございました。（4）結論としましては、あくまでも方策の1つとして現行のとおり記載は残すものとなりました。事前のご意見はございませんでした。5の特別認定校制度については以上です。

○佐藤委員長

5の特別認定校制度について、いかがでしょうか。

それではご異議が無いようですので、事務局（案）でまとめたいと思います。それでは次の説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の10ページをお開きください。6の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮についてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。（2）論

点・課題等としましては、規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について、追加・修正すべき点がないかご審議いただきました。(3) 審議会でのご意見としましては、最終的に小規模校として存続せざるを得ない学校についての配慮が必要とのご意見がございました。(4) 結論としましては、小規模校として存続が決まった場合の配慮を追記することとなりました。事前のご意見はございませんでした。6の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮については以上です。

○佐藤委員長

6の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について、いかがでしょうか。

○小林委員

修正という意見ではなく、このとおりで良いと思いますが、以前、地域別協議会を開いていただいて、追浜と汐入というのはそのまま小規模校が存続するということになりました。汐入の場合は、最終結論がどうなったかはインターネット上では確認ができなかったのですが、追浜に関しては、小規模校で存続するということが決まったわけです。そのあと、統廃合が決まったところは、行政の方で統廃合に向けていろいろな手立てを打つのですが、追浜地域に関しては、当事者として関わっていましたが、残念ながら行政のサポートがほとんど感じられなかったのが正直なところです。残すという意味決定も地域の決断ですので、結論で記載していただいたとおり、残ったところに関しましては行政として深く関わっていただきたいと思います。

前回、事務局から今後の対象について、追浜地域ももう一度というお話がありまして、追浜方式を「評価」するというお話があったのですが、「評価」という言葉はどうかと思いました。地域に対して、言葉は悪いのですが、お手並み拝見みたいな形で、行政が関わっていたように思います。その上で数年経って、「追浜方式ってあなた方、自分たちで言ったのでしょ、どうやってきたの」みたいな形で、「評価」という形で地域に関わっていただくのはいかがなものかと思います。追浜の地域の方々には、昔遊びですとか、ホテルを戻そうですとか、今も小学校に深く関わっていただいています。市内どこでもそうだと思いますが、特に小規模校は地域との関わりが深いと思います。そのような地域の方々から、地域でもサポートしていこうということで「方式」という言葉が出てきましたので、それを評価するというと、地域との間で若干の軋轢を生んでしまうという懸念もあります。是非、ここに記載されている方向で、きちんとサポートをしていただけるような形に進んでいくとよいと思っております。結論に対する意見ではございませんが、その周辺にあることとしてご理解いただければと思います。お時間いただきましてありがとうございます。

○佐藤委員長

答申に書き加えるということではなく、教育委員会に対して、そういう意見があったということで、受け止めていただきたいということによろしいでしょうか。では、記録に残していただければと思います。

それでは、6の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について、事務局（案）でまとめさせていただきたいと思います。

7の指定変更承認地域について説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

たびたび審議の途中で申し訳ございません。また、傍聴の方がいらっしゃったのですが、定員を10名までとしていますので、今後、傍聴の方がいらっしゃいましたら、そのまま、お入りいただいてもよろしいでしょうか。委員長ご確認お願いいたします。

○佐藤委員長

よろしいでしょうか。10名までは確認を取らないでということで。そういう形でお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の11ページをご覧ください。7の指定変更承認地域についてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。（2）論点・課題等としましては、ほとんどの児童生徒が指定校から変更している地域を正規の通学区域として設定し直すことを追記すべきか審議をしていただきました。（3）審議会においてのご意見としましては、正規の通学区域として設定し直すことにより他学区への児童生徒の流れを後押ししてしまうなどのご意見がありました。（4）結論としましては、その都度、通学区域を設定し直すのは現状では難しく、望ましくない、また、絶対数が多くないということで追記しないこととなりました。事前のご意見はございませんでした。7の指定変更承認地域については以上です。

○佐藤委員長

7の指定変更承認地域について、ご意見等あればお出しいただきたいと思います。

○根本委員

意見なので追記は必要ありませんが、議論の中で出てきましたが、この指定変更承認地域と学校選択制について、この問題は、適正化と密接につながる問題であると思っています。特に、ここでの記載は変わらずとも、小学校では実際に子供たちが隣の学区に移動しているケースがあります。学校選択制や承認地域がある中で、学区から子どもたちが小中一貫で中学校へ集まってくる仕組みに変えられるのかという課題あり、そこは

この審議会の命題とは外れる部分ですが、密接につながりがあります。この場の意見と
いうことで結構です。

○佐藤委員長

そういうことも検討を要する視点であるということで、議事録等で残していただければ
と思います。事務局の方はよろしいでしょうか。

○篠崎主査（事務局）

指定変更制度と学校選択制は、通学区域と非常に密接につながりますので、もっとも
なご意見であると思います。

○佐藤委員長

それでは、その他、ご意見が無いようですので、事務局（案）でご承認いただいたと
いうことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、8の学校規模及び配置の適正化の検討のための基準について、事務局より
説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の12ページをお開きください。8の学校規模及び配置の適正
化の検討のための基準についてです。（1）現行についてはご覧の表のとおりとなっ
ております。（2）論点・課題等につきましては、学校規模及び配置の適正化の検討のた
めの基準を現行のとおりとするか見直しをするか審議をしていただきました。（3）審
議会においてのご意見につきましては、検討のための基準については、多方面から検討
の上、多様な要素を盛り込んでほしいとのご意見や25から30学級の大規模校につい
ても教育上の配慮を行うことを記載した方がよいなどのご意見がありました。（4）結論
としましては、学校規模及び配置の適正化の検討のための基準については現行のとおり
とするが、25から30学級の大規模校に対しての教育上の配慮を追記するものとなりま
した。事前のご意見はございませんでした。8の学校規模及び配置の適正化の検討のた
めの基準については以上です

○佐藤委員長

大規模校への配慮について、追記いただいたということですが、ご意見ございましたら
挙手をお願いします。

○赤羽根委員

6番と8番について、文中に「配慮」という言葉が使われております。適正化という部分にかかって、小さすぎる学校、大きすぎる学校、あるいは大規模の学校についての配慮ということになるのですが、適正化をしていく上で、過大規模、大規模、過少規模の学校が、適正規模に変わってきた場合にも、現場では、先生方、職員などいろいろな面で人員の削減など、やりづらい部分や今までと違う部分というのが出てくると思います。規模の変更があった場合など、そういうところに対しても配慮が必要であると感じました。

○佐藤委員長

小さい学校、大きい学校が適正の範囲に入ってきた場合、配慮の枠から外れてしまうというご懸念です。

○赤羽根委員

適正化を目指すのであれば、そこに入ってくる学校についても、現行のと通りの学校は変わらないと思いますが、適正化の中でも学級数などが変わってくれば、人員の面でも変わってくると思いますので、そういうところにも配慮していただけるとよろしいのかなと思いました。

○佐藤委員長

事務局の方はいかがでしょうか。

○篠崎主査（事務局）

先生の数などは法的に決まっておりますし、加配もございます。人員について、なるべく配慮したいとの気持ちはありますが、なかなかできないということもございますので、そこはご承知おきいただければと思います。

○佐藤委員長

ここでどうするかということもありますが、例えば、そのようなご意見があったということは留めておいて、今後、そのような状況になった場合に、配慮を継続いただくようなことを残していただく形でよろしいでしょうか。

では、教育委員会としても何らかの形で受け止めていただければと思います。

その他、ご意見が無ければ、8の学校規模及び配置の適正化の検討のための基準について、事務局（案）でご承認いただいたということによろしいでしょうか。

それでは、9の検討・実施の手順について事務局より説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の14ページをお開きください。9の検討・実施の手順についてです。（1）現行につきましては、ご覧のとおりとなっております。（2）論点・課題等につきましては、特に地域において合意形成を図るため地域別協議会のあり方について審議をしていただきました。（3）審議会においてのご意見としましては、地域別協議会の意見を尊重するような表現にすることや教育委員会内での検討の結果を地域別協議会に通知する旨を記載してほしいなどのご意見がございました。（4）結論としましては、地域別協議会から出された意見書の内容を尊重することや教育委員会内での検討の結果を地域別協議会に通知する旨を追記するものとなりました。事前のご意見はございませんでした。9の検討・実施の手順については以上です。

○佐藤委員長

9の検討・実施の手順については、追記ということで、前回のご意見を反映していただいておりますが、ご意見等はございますでしょうか。

ご意見等が無いようですので、9の検討・実施の手順について、事務局（案）でまとめさせていただきたいと思っております。

10の特に配慮することについて、事務局より説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の17ページをご覧ください。10の特に配慮することについてです。（1）現行はご覧のとおりとなっております。（2）論点・課題等につきましては、現行のほか、追加・修正が必要か審議をしていただきました。（3）ご意見としましては、学校は地域の拠点である点も考慮する旨を追記してほしいとのご意見がございました。（4）結論としましては、学校が地域の拠点であることを追記するものとなりました。事前のご意見につきましては、参考資料2をご覧ください。答申（案）17ページの（3）意見の（ア）及び（4）結論の記載内容についての原委員からのご意見ですが、地域の拠点という意味では避難訓練の場所ではなく、避難所であるため記載内容を整理したほうがよいとのご意見をいただきましたので、事務局修正（案）としまして、避難所に修正したほか、結論について、「学校と地域の連携は非常に重要であり、地域行事や避難所など、学校が地域の拠点でもあることを追記するものとする」としました。10の特に配慮することについては以上です。

○佐藤委員長

追記いただいたということですが、いかがでしょうか。原委員、よろしいでしょうか。他の委員の方もいかがでしょうか。

○根本委員

会議の中で意見として申し上げていたのですが、1点だけ気になるのが、他の施設との適正化とあくまでも合意形成をした上で進めていただきたいと思います。学校の問題で言えば、学校の統廃合の部分も含めて、学校が統合されてしまえば、それで1つの学校が無くなるということで、ここでは、そこから先は関わらないですが、地域から学校という施設が無くなってしまうということへの配慮がどこでなされるのか。学校は地域の拠点であると言いながら、拠点の学校が無くなった後のことはどうなるのか。それが平行して議論される場が必要であるということで意見を申し上げましたので、可能であれば、意見として載せていただければと思います。

○佐藤委員長

具体的にどのような形にいたしましょうか。

○根本委員

この場の意見ということでも結構ですが、実際に地域の方もこの会議に来ておられますが、学校がどうあるかというのが一番大事な問題の会議ですが、学校と地域のつながりを考えた時に、適正化によって学校が無くなってしまいう地域があるということに対しての配慮をどこがするか、どこで話し合われるのかということが見えてこないです。手順を踏んで、学校が適正化ということで無くなってしまいう地域があつて、無くなった後は、地域で跡地のことも含めてどうするのか。後手後手に回ってほしくないという部分があります。

○稲垣委員

今のお話ですが、やはり地域としましては、ここにも載っていますように拠点でもありますので、統廃合によって、そこがどういう形になっていくかということは非常に不安があります。それなりの利益性もあるので、地域としては残してほしいという希望を持っています。

○原委員

最初、この会議が始まる時にも言いましたが、都市計画と学校の適正化が合致していないとまずいと思います。都市計画は都市計画として別でやって、それができた後、学校の適正化と言っても。1つの例が、平成町のマンションがたくさんできた時に、学校は考慮していなかったのではないかと思います。都市計画とこういうものは全部一緒になっていないと、それぞれが別個に討議しているところに問題があると思います。その辺は縦割りと言われますが、しっかりやっていただきたいと思います。

○佐藤委員長

3名の委員のご意見で共通するのはその部分であると思います。その部分を答申の中に入れた方がよいのか、あるいは教育委員会で、今のご意見を確実に受け止めていただくということによろしいのか、いかがでしょうか。

○大川原教育総務部長（事務局）

ご意見ありがとうございました。やはり学校というのは地域の拠点でありますので、いろいろな意味で地域と密接に関わりがあって、単純に廃止するということになるとそのれぞれ問題が出てくると思います。1回目の会議で整理させていただいたと思いますが、今回の基本方針の改定については、あくまでも小中学校の適正規模と適正配置について、これが基本的な小中学校の考え方ということでまとめさせていただくということになります。それが決まった後に、今度は、全体の横須賀市施設配置適正化計画の中で、小中学校をどのようにしていくかという実施計画がありますので、そのところでこの議論やご意見をいただいて、そこでこちらの方としても十分配慮してやっていくという形になるとと思います。当然そこには原委員がおっしゃいました全体の都市計画、まちづくりという点では、単純にここだけの話ではありませんので、そういったところも加味しながら全体的にどのようにしていくかということになります。跡地については、廃止というようなことになると、どうしても跡地の利用というのは何年か後になります。市の中でも廃止した後の跡地利用については、庁内でいろいろな部署の職員が集まって検討会議を開き、その中で議論していきますので、都市計画であったり、まちづくりであったりの意見がそこで出てきます。そういうところで配慮がなされるということになりますので、今、いただいたご意見については、ここには直接に入れない方がよいと事務局では思っております。このことは当然、私どもも頭に入れて今後進めていきたいと思っておりますので、そういう形でご理解いただければと思います。

○佐藤委員長

ここには明確に文言としては見えてきませんが、都市計画、あるいは公共施設の配置に関して、つながりがあるということは前提にあるということです。3名のご意見については、受け止めていただいて、今後、都市計画との関連付けについて配慮いただくということをお願いするという形によろしいでしょうか。

それでは、10の特に配慮することについて、事務局（案）でまとめさせていただきたいと思っております。

それでは、最後になりますが、「おわりに」について説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、答申（案）の18ページをお開きください。「おわりに」についてです。こちらは全文読み上げます。

教育委員会から横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問のあった「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の改定について、これまで3回の会議を開催し審議した。会議では、各委員から子どもたちの教育環境をよりよくすることを念頭に、「基本方針」の各項目について活発な意見が交わされた。開催回数は3回ではあったものの、充実した審議内容となった。その審議内容及び結果を、以上のように「答申」として整理した。

本答申は、横須賀市として、子どもたちの教育環境をよりよくしていくために、「基本方針」に盛り込むべき基本的な考え方を整理したものである。今後は、本答申を踏まえ、教育委員会で十分な議論をした上で、「基本方針」の改定について検討していくことを強く望むものである。

また、今後予定されている「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定に当たっても、横須賀市立小中学校適正配置審議会における意見を反映することを強く求める。

これにつきまして、事前のご意見はございませんでした。「おわりに」については以上です。

○佐藤委員長

「おわりに」について、読み上げていただきましたが、いかがでしょうか。答申の尊重ということで、「強く望む」、「強く求める」ということで記載していただいておりますが。

○根本委員

冒頭の会議で意見として述べさせていただいたのですが、平成19年に策定された基本方針について、もう平成28年度になりますし、子どもの数も当時と違ってかなり減ってきて、これから先も出生率を追っかけた児童生徒の減少というのも当時と違った部分も出てきていると思います。基本的な参考資料として、小規模校のデメリットが羅列されているということから意見を述べさせていただいたのですが、そちらの方の参考資料の見直しをぜひやっていただきたいと思います。

○佐藤委員長

「おわりに」に記載する必要はないですね。

○根本委員

強い、強い希望ということでお願いします。

○佐藤委員長

これは今後、事務局の方でご検討いただきたいと思います。

それでは「おわりに」について、事務局（案）のとおりでまとめさせていただきたいと思います。

以降のページは、用語解説、諮問文、委員名簿、審議経過が記載されていますが、これらについて何かご意見等はございますでしょうか。

○篠崎主査（事務局）

名簿についてですが、根本委員におかれましては、役職の方を訂正させていただきたいと思います。横須賀市PTA協議会までは同じですが、そのあとが顧問ということで訂正させていただきます。

○根本委員

その下の括弧の横須賀市立坂本中学校も削除をお願いします。

○佐藤委員長

それでは、「はじめに」のところでご意見が出て、そこを修正いただくのと、そのほかに関しまして、1から10、「おわりに」については特に文言上修正いただく点はございませんでしたので、そういう形で修正していただくところは修正していただいて、そのほかの部分については、ご承認いただいたということで、答申（案）を答申という形でまとめていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これから教育委員会へ答申する流れについて事務局から説明をお願いします。

○篠崎主査（事務局）

答申につきましては、本日の審議内容を事務局で整理し、佐藤委員長と委員長職務代理者の中岡委員にご確認していただきたいと思います。また、教育委員会に答申する日程等につきましては、佐藤委員長にご相談の上、決定し、答申の写しとともに委員のみなさまにご報告させていただきたいと思います。

○佐藤委員長

ただいまの事務局から説明に関しまして、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。それでは、今後この流れで進めていきたいと思います。

本日の議事に関しましては、これで終了いたしました。全般的なことでご意見、ご質問あればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいようですので、これで第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会は終了し、会議の進行を事務局へお返しいたします。

○篠崎主査（事務局）

それでは、事務局から「連絡事項」についてご説明いたします。まず、情報提供が2点ございます。

1点目は、5月1日現在の小・中学校の「児童・生徒・学級数」です。本日は、速報値として、一覧表をお配りいたしますが、後日、確定版をホームページにて公開いたします。この一覧の中で、特に気になる学校が走水小学校で、全校児童が49名となっております。ちなみに、平成27年度は、71名でした。

2点目は、学校選択制の見直しについてです。昨年度、教育委員会の関係課と小中学校の校長先生・教頭先生の代表者で検証会議を開催いたしまして、最近、ようやく報告書がまとまりました。報告書につきましては、5月27日に予定されている教育委員会の定例会にて報告する予定となっておりますので、大変申し訳ございませんが、現段階では、中身についてお話することができません。ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、事務連絡が2点ございます。

1点目、本日の会議録についてです。確認用の会議録が作成できましたら、送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正がある場合には、送付文に記載させていただきます期日までに、事務局までご連絡ください。修正しました会議録を、市役所1階の市政情報コーナー及びホームページで公開いたします。

2点目、今後の予定ですが、参考資料の3の今後のスケジュールをご覧ください。今回、ご審議いただいた答申を踏まえて、教育委員会において、「横須賀市立小・中学校適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定版の（素案）を作成します。その後、「基本方針改定版（案）」について、パブリック・コメントを実施し、広く市民のみなさまのご意見を伺う予定です。パブリック・コメント実施後、いただいたご意見を参考に、教育委員会において「基本方針改定版」を完成させます。その間、適宜、市議会への報告も行っていきます。そして、来年度、平成29年度から、「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の検討に入っていきます。本審議会としては、次回の開催は、平成29年度を予定していますので、今年度はこれで終了と考えております。

ただいま説明しました内容について、ご質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。それでは、委員長、委員のみなさま、ご審議ありがとうございました。以上で第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上